

平成23年2月17日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 笹目香代子

平成22年(ワ)第878号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成23年1月31日

判 決

原 告

原 告

原 告

原 告

原 告

原告ら訴訟代理人弁護士 田 中 庄 司

同訴訟復代理人弁護士 竹 中 恵

同 柴 田 大 祐

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

被 告 アイフル株式会社

同代表者代表取締役 福 田 吉 孝

同訴訟代理人支配人 水 野 隆 敏

主 文

1. 被告は、原告 に対し、274万9275円及びうち252万0155円に対する平成22年8月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2. 被告は、原告 に対し、49万8805円及びうち48万4779円

に対する平成22年7月29日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 被告は、原告 に対し、16万9千585円及びうち13万5千857円に対する平成22年7月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

4 被告は、原告 に対し、14万4千768円及びうち13万4千889円に対する平成22年8月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

5 被告は、原告 に対し、20万6千345円及びうち20万1千892円に対する平成22年8月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

6 訴訟費用は被告の負担とする。

7 この判決の第1項から第5項は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文第1項から第5項と同旨

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、被告から金銭を借り入れて返済する取引を行っていた各原告が、被告に対し、被告との取引を利息制限法所定の制限利率に引き直すと過払いが生じていると主張して、不当利得返還請求権に基づき、

(1) 原告 については、過払金の元本25万2千015円及び最終取引日である平成22年8月16日までの確定利息22万9千120円の合計27万4千927円並びに上記元本に対する最終取引日の翌日である平成22年8月17日から支払済みまで民法所定年5分の割合による利息の支払を求め、

(2) 原告 については、過払金の元本48万4千779円及び最終取引日で

ある平成22年7月28日までの確定利息1万4026円の合計49万8805円並びに上記元本に対する最終取引日の翌日である平成22年7月29日から支払済みまで民法所定年5分の割合による利息の支払を求め、

(3) 原告 については、過払金の元本135万8572円及び最終取引日である平成22年7月13日までの確定利息33万728.3円の合計169万5855円並びに上記元本に対する最終取引日の翌日である平成22年7月14日から支払済みまで民法所定年5分の割合による利息の支払を求め、

(4) 原告 については、過払金の元本134万1889円及び最終取引日である平成22年8月27日までの確定利息10万5791円の合計144万7680円並びに上記元本に対する最終取引日の翌日である平成22年8月28日から支払済みまで民法所定年5分の割合による利息の支払を求め、

(5) 原告 については、過払金の元本20万1892円及び最終取引日である平成22年8月27日までの確定利息4453円の合計20万6345円並びに上記元本に対する最終取引日の翌日である平成22年8月28日から支払済みまで民法所定年5分の割合による利息の支払を求めた

事案である。

2 前提となる事実（いずれも争いがない。）

(1) 被告は、貸金業者である。

(2) 原告 は、被告との間で、平成10年9月16日から平成22年8月16日まで、利息制限法による制限を超える約定利率で繰り返し金銭を借り入れ、返済する取引を行った（この取引を以下「本件取引1」という。）。本件取引1における借入れ及び返済の経過は、別表1の「借入金額」欄及び「弁済額」欄記載のとおりである。

(3) 原告 は、被告との間で、平成12年9月5日から平成22年7月2

8日まで、利息制限法による制限を超える約定利率で繰り返し金銭を借り入れ、返済する取引を行った（この取引を以下「本件取引2」という。）。本件取引2における借入れ及び返済の経過は、別表2の「借入金額」欄及び「弁済額」欄記載のとおりである。

(4)ア 原告 は、被告との間で、平成元年12月25日から平成22年7月13日まで、利息制限法による制限を超える約定利率で繰り返し金銭を借り入れ、返済する取引を行った（この取引を以下「本件取引3」という。）。本件取引3における借入れ及び返済の経過は、別表3の「借入金額」欄及び「弁済額」欄記載のとおりである。

イ 本件取引3は、一連の取引である。

(5)ア 原告 は、被告との間で、平成7年4月20日から平成22年8月27日まで、利息制限法による制限を超える約定利率で繰り返し金銭を借り入れ、返済する取引を行った（この取引を以下「本件取引4」という。）。本件取引4における借入れ及び返済の経過は、別表4の「借入金額」欄及び「弁済額」欄記載のとおりである。

イ 本件取引4は、一連の取引である。

(6)ア 原告 は、被告との間で、平成16年5月24日から平成22年8月27日まで、利息制限法による制限を超える約定利率で繰り返し金銭を借り入れ、返済する取引を行った（この取引を以下「本件取引5」という。）。本件取引5における借入れ及び返済の経過は、別表5の「借入金額」欄及び「弁済額」欄記載のとおりである。

イ 本件取引5は、一連の取引である。

3 争点

(1) 被告が悪意の受益者であるか等

ア 原告らの主張

被告は、悪意の受益者である。

したがって、各原告は、被告に対し、過払金の元本全額及びこれに対する過払金発生時以降の民法所定年5分の割合による利息の支払を求めることができる。

イ 被告の主張

被告は、各年代の判例に応じて、平成18年法律第115号による改正前の貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業法」という。）17条1項所定の事項を記載した書面（以下「17条書面」という。）及び同法18条1項所定の事項を記載した書面（以下「18条書面」という。）を交付する業務体制を構築してきた。そして、かかる業務体制についての一般的立証があれば、原則として、個々の顧客に関する具体的立証がなくても、個々の顧客に対して17条書面及び18条書面が交付されていたと認めるのが訴訟経済等に合致する。

したがって、被告は悪意の受益者ではないから、被告が返還すべき過払金は、現存利益すなわち過払金元本の5.5%にとどまり、かつ、過払金元本に対する法定利息は発生しない。

なお、仮に、被告が悪意の受益者であるとしても、取引終了時までは、過払金元本に対する法定利息は発生しない。

(2) 本件取引1及び2の一連性

ア 原告の主張

本件取引1は、平成10年9月16日に開始し、平成22年8月16日に終了した一連の取引である。

イ 原告の主張

本件取引2は、平成12年9月5日に開始し、平成22年7月28日に終了した一連の取引である。

ウ 被告の主張

(ア) 本件取引1のうち、①平成10年9月16日から平成12年1月14

日までの取引（以下「本件取引1-1」という。）と、②同日から平成22年8月16日までの取引（以下「本件取引1-2」という。）は、前者が借入限度額を50万円（後に100万円に増額）とする小口の信用貸しであるのに対し、後者は借入限度額を300万円とする大口の不動産担保ローンである。

したがって、本件取引1-1と1-2とは、別個の取引であるから、これら2つの取引が一連の取引であることを前提として引き直し計算をすることはできない。また、本件取引1-1により発生した過払金の返還請求権については、最終取引日から10年の経過によって消滅時効が完成しているところ、被告は、平成22年12月20日の本件口頭弁論期日において、原告に対し、上記消滅時効を援用するとの意思表示をしたので、同請求権は消滅した。

イ) 本件取引2のうち、①平成12年9月5日から平成15年6月6日までの取引（以下「本件取引2-1」という。）と、②同日から平成22年7月28日までの取引（以下「本件取引2-2」という。）は、前者が借入限度額を50万円（後に73万8000円に増額）とする小口の信用貸しであるのに対し、後者は借入限度額を160万円とする大口の不動産担保ローンである。

したがって、本件取引2-1と2-2とは、別個の取引であるから、これら2つの取引が一連の取引であることを前提として引き直し計算をすることはできない。

第3 争点に対する判断

1 争点(1)（被告が悪意の受益者であるか等）について

- (1) 本件取引1から5につき、みなし弁済を定めた貸金業法43条1項の適用要件を満たすことの主張立証はないところ、このように、貸金業者が利息制限法所定の制限利率を超える利息を債務の弁済として受領したが、その受領

につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の悪意の受益者であると推定されるというべきである。

- (2) そこでまず、被告が各原告に対して貸付け及び弁済の都度17条書面及び18条書面を交付していたか否かを検討する。

被告は、各年代の判例に応じて17条書面及び18条書面を交付する業務体制を構築してきたと主張して、17条書面及び18条書面のサンプル（乙1、2）並びに本件訴訟提起後になって新たに作成した再発行伝票なる書面（乙3から9（枝番を含む。））を提出するものの、17条書面及び18条書面を交付する業務体制についての一般的立証があれば、原則として、個々の顧客に関する具体的立証がなくても、個々の顧客に対して17条書面及び18条書面が交付されていたと認めるのが訴訟経済等に合致するなどとして、各原告に対する個々の貸付け及び弁済ごとの書面交付の事実を具体的に立証しない。

しかしながら、17条書面及び18条書面の交付は、貸金業者である被告において立証すべき事項であるところ、訴訟経済等の便宜上、業務体制についての一般的、抽象的な立証のみから、各原告に対する個々の貸付け及び弁済ごとの書面交付の事実を推認できるとするならば、原告側としては、被告側の立証事項である書面交付の事実について、本来であれば可能であったはずの具体的な反論及び弾劾の機会を与えられないままに、不利益な判断を受けることになるのであり、民事訴訟の基本原則に反する結果となることが明らかである。そもそも、本件において、17条書面及び18条書面の交付の事実の立証の程度を緩和すべき例外的理由は何ら見当たらないにもかかわらず、被告は、各原告に対する個々の貸付け及び弁済ごとの書面交付の事実を

具体的に立証しないのであるから、そのことによる不利益は、当然被告が負うべきものといわなければならない。(なお、あえて個別具体的な立証を回避する被告の訴訟態度は、被告主張の業務体制の存在自体についても疑念を抱かせるものといえる。)。加えて、いわゆる提携ATMでの取引や、振込みによる取引については、18条書面のサンプル等すら提出されていない。

以上によれば、被告が各原告に対して貸付け及び弁済の都度17条書面及び18条書面を交付していたとはおよそ認められない。

(3) そうすると、被告が貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有していたとか、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があると認める余地はないから、被告は、民法704条の悪意の受益者であると認められる。

(4) よって、各原告は、被告に対し、それぞれ、本件取引1から5によって生じた過払金の元本全額及びこれに対する過払金発生時以降(最高裁平成21年9月4日第二小法廷判決・裁判集民事231号477頁参照)の民法所定年5分の割合による利息の支払を求めることができる。

2 争点(2) (本件取引1及び2の一連性) について

(1) 本件取引1及び2における各貸付けは、長期にわたりほぼ間断なく反復継続して行われたものであるから、本件取引1及び2は、それぞれ、全体として1個の連続した貸付取引を構成するものと評価すべきである。このような1個の連続した貸付取引においては、当事者は、一つの貸付けを行う際に、切替え及び貸増しのために次の貸付けを行うことを想定しているのであり、複数の権利関係が発生するような事態が生じることを望まないのが通常であるから、弁済によって過払金が発生した場合には、その後に発生する新たな借入金債務に充当することを合意しているものと解するのが合理的である。

したがって、本件取引1及び2における各貸付けに係る各原告と被告間の金銭消費貸借契約は、弁済によって過払金が発生した場合には、弁済当時他

の借入金債務が存在しないときでも、その後に発生する新たな借入金債務にこれを充当する旨の合意を含んでいるものというべきである。

- (2) この点に関し、被告は、本件取引1-1と1-2、本件取引2-1と2-2はそれぞれ別個の取引であるとして、前記第2の3(2)ウのとおり主張する。

しかし、本件取引1-1と1-2との間、本件取引2-1と2-2との間には、それぞれ空白期間が全くないことに加えて、本件取引1-1、本件取引2-1の各終了時にカードの失効手続等がとられたと認めるべき証拠もないことにかんがみると、被告の主張する点を考慮したとしても、実質的には、本件取引1-2、本件取引2-2の各開始時に切替えないし貸増しが行われたにすぎないとみるのが相当であるから、これらを別個の取引と評価することはできない。

- (3) よって、本件取引1及び2は、本件取引3から5と同様に、それぞれ、全体が一連の取引であるから、これを前提として引き直し計算をすべきである。

また、そうである以上、本件取引1-1についての被告の消滅時効の主張は、失当である。

3 まとめ

以上に基づいて、本件取引1から5を利息制限法所定の制限利率に引き直し、充当処理をすると、

- (1) 本件取引1については、別表1のとおりとなり、最終取引日である平成22年8月16日時点で、「残元金」欄及び「未払過払利息」欄記載のとおり過払金の元本252万0155円及び利息22万9120円が発生しており、
- (2) 本件取引2については、別表2のとおりとなり、最終取引日である平成22年7月28日時点で、「残元金」欄及び「未払過払利息」欄記載のとおり過払金の元本48万4779円及び利息1万4026円が発生しており、
- (3) 本件取引3については、別表3のとおりとなり、最終取引日である平成22年7月13日時点で、「残元金」欄及び「未払過払利息」欄記載のとおり

- 過払金の元本135万8572円及び利息33万7283円が発生しており、
- (4) 本件取引4については、別表4のとおりとなり、最終取引日である平成22年8月27日時点で、「残元金」欄及び「未払過払利息」欄記載のとおり過払金の元本134万1889円及び利息10万5791円が発生しており、
- (5) 本件取引5については、別表5のとおりとなり、最終取引日である平成22年8月27日時点で、「残元金」欄及び「未払過払利息」欄記載のとおり過払金の元本20万1892円及び利息4453円が発生している。

4 結論

よって、各原告の請求はいずれも理由があるからこれらを認容することとし、仮執行免脱宣言については相当でないからこれを付さないこととして、主文のとおり判決する。

水戸地方裁判所民事第1部

裁 判 官 徳 田 祐 介

これは正本である

平成 23 年 2 月 17 日

水戸地方裁判所民事第 1 部

裁判所書記官

笹 目 幸 代

